

※事務局使用欄 (V5)	
受付番号	
認証番号	

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証申請書

令和 年 月 日

宮城県知事 殿

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度実施要綱第4の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申請者情報	※法人・個人のいずれかに記入してください。		
【法人】 法人名： 代表者：（氏名） （生年月日（和暦）） T・S・H 年 月 日 主たる事務所の所在地：〒			
【個人】 申請者：（氏名） （生年月日（和暦）） T・S・H 年 月 日 （住所）〒			
ふりがな 店舗の名称 （店舗名・屋号等）			
店舗の所在地	〒		
食品衛生法に基づく許可業種	許可年月日及び 許可番号	平成・令和	年 月 日 第 号
電話番号			
U R L	http://		
担当者 ※実地調査の日程調整等についてご連絡します。	（氏名） （電話）	（メールアドレス）	
申請にあたっての確認事項	別紙1のとおり		
認定基準への対応状況	別紙2のとおり		
ホームページへの掲載の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 公開不可 （いずれかの□に✓を記載願います。） ※「公開可」を選択いただいた場合、ホームページにおいて、店舗の名称（店舗名・屋号等）、店舗所在地、電話番号、感染対策の状況等を公開します。		
実地調査希望日時	実地調査を希望する曜日に○を付け、希望時間帯を記入してください。 希望曜日： 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ いずれも可 希望時間帯： 午前 / 午後 時～ 時の間 ・ いずれも可 ※実地調査は1時間程度を予定しています。別途ご連絡の上、日程を調整させていただきます。		

申請にあたっての確認事項

下記の項目を全てご確認いただき、に✓を記載願います。

- 選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証制度実施要綱及び利用規約を遵守します。**
- 申請者等及び申請する店舗が下記のいずれにも該当しないことを確認しました。**
 - (1) 申請者等（法人にあってはその代表者、役員及び使用人その他従業員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者
 - (2) 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
 - (3) ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。)第2条第1項第3号に規定する喫茶店、バー等
 - (5) 風営法第2条第1項第4号及び第5号に規定するマージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等
 - (6) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
 - (7) 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
 - (8) キッチンカーを用いて営業を行うもの
 - (9) カラオケボックス
 - (10) 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
 - (11) 学校、医療機関、福祉施設、寮、その他の集団給食施設
 - (12) 行事や祭り、イベント、海水浴場等で出店を行う場合
（飲食店営業許可証に「仮設」や「臨時」と記載されているもの及び実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの）
 - (13) イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- 申請者等は、申請する店舗が、認証制度の申請中及び認証後に新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく時短営業や酒類提供の制限等の要請対象となった場合は、期間を通じて要請に応じます。**
- 本申請書に記載又は入力いただいた個人情報、県が「選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の運営に必要な範囲でのみ利用することに同意します。**

選ぶ！選ばれる！！みやぎ飲食店コロナ対策認証基準への対応状況

店舗の名称（ ）

【記入例】

1	<input checked="" type="checkbox"/>	店舗入口に、熱や咳・咽頭痛・倦怠感・息苦しさなどの症状が認められる場合には入店を断る旨を掲示し、出入りの業者等を含め、体調不良者の入店を断っている（入店時に体温確認し、体調の聞き取りを行うことが望ましい。）	※
		(具体的な方法) <input checked="" type="checkbox"/> 店舗入口に掲示 <input type="checkbox"/> その他（ ） (体温の確認（推奨）) <input type="checkbox"/> 体温確認を実施している <input type="checkbox"/> 体温確認を実施していない	

基準を満たし、実施していれば□に✓を記載願います。

右の※の記載されている欄は事務局使用欄ですので何も記入しないでください。

該当する又は実施しているすべての項目の□に✓を記載願います。

該当する又は実施している項目の□に✓を記載願います。

【入店・支払時等】			
1	<input type="checkbox"/>	店舗入口に、熱や咳・咽頭痛・倦怠感・息苦しさなどの症状が認められる場合には入店を断る旨を掲示し、出入りの業者等を含め、体調不良者の入店を断っている（入店時に体温確認し、体調の聞き取りを行うことが望ましい。）	※
		(具体的な方法) <input type="checkbox"/> 店舗入口に掲示 <input type="checkbox"/> その他（ ） (体温の確認（推奨）) <input type="checkbox"/> 体温確認を実施している <input type="checkbox"/> 体温確認を実施していない	
2	<input type="checkbox"/>	店舗入口及び店舗内各所に消毒液（消毒用アルコール等）を設置し、入店時に必ず従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施させるとともに、トイレ使用後などの定期的な手洗い・手指消毒を要請する。	※
		(手指消毒の呼びかけ) <input type="checkbox"/> 店舗入口で呼びかけ <input type="checkbox"/> その他（ ） (定期的な手洗い・手指消毒の要請) <input type="checkbox"/> 客席近くに掲示 <input type="checkbox"/> その他（ ） (手指消毒等の方法) <input type="checkbox"/> アルコール消毒液 <input type="checkbox"/> 水及び石けん（ハンドソープ）による洗浄 <input type="checkbox"/> その他（ ） (設置場所) <input type="checkbox"/> 店舗入口 <input type="checkbox"/> 客席（ <input type="checkbox"/> テーブル <input type="checkbox"/> カウンター） <input type="checkbox"/> 客席手洗い <input type="checkbox"/> トイレ手洗い <input type="checkbox"/> その他（ ）	
3	<input type="checkbox"/>	順番待ち等により列が発生するなど密な状況が発生する場合は、対人距離が1m以上保たれるように周知するとともに、従業員が誘導する。	※
		(具体的な方法) <input type="checkbox"/> 足下誘導シールの使用 <input type="checkbox"/> 注意喚起の案内表示 <input type="checkbox"/> 整理券の発行 <input type="checkbox"/> 入店人数の設定による人数制限 <input type="checkbox"/> 口頭で誘導 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

4	<input type="checkbox"/> <p>食事中以外のマスク着用について、来店者に対し掲示及び声がけなどで促し、正当な理由※なくマスクを着用していない来店者に対し入店を断るかマスクの配布・販売を行うとともに、咳エチケットを徹底するよう要請する。</p> <p>※正当な理由には、来店者が有する疾患や障害等によりマスクの着用が困難な場合や、窒息や熱中症のリスクが高いとされる子どもであること等が該当します。以下、マスク着用の規定については、正当な理由があり子どもでない場合はフェイスシールドやマウスシールド着用等と読み替えます。</p> <p>(来店時のマスク着用の確認)</p> <p><input type="checkbox"/> 店舗入口に掲示し、着用していない利用者に声がけ</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(食事中以外のマスク着用及び咳エチケットの要請)</p> <p><input type="checkbox"/> 客席近くに掲示し、食事が終わってもマスクを着用していない利用者等に声がけ</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	※
---	---	---

【客席の利用】		
5	<input type="checkbox"/> <p>〔テーブル・カウンター間の配置〕</p> <p>利用者を席に案内する時は、他グループとの同一テーブルでの相席は避け、テーブル・カウンター間の配置について以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるように配置する。 ・ 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間に、パーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安、以下同じ。）による仕切りを設ける。 <p>※具体的な運用は別図によります。</p> <p>(具体的な方法)</p> <p><input type="checkbox"/> グループごとの個室で対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> テーブル（又はカウンター）間は、テーブルとテーブル（又はカウンター）、テーブルと座席、相互に対人距離が最低1m以上確保できるように配置している。 (最短距離： m)</p> <p><input type="checkbox"/> テーブル（又はカウンター）間をパーティション等で遮蔽している。</p> <p><input type="checkbox"/> アクリル板 <input type="checkbox"/> 透明ビニールシート <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	※
6	<input type="checkbox"/> <p>〔同一グループのテーブル席の配置〕</p> <p>テーブル席においては、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし、少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面又は隣席での着座を希望する場合は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 隣席及び対面席の中心との間隔を1m以上空ける。 ・ 隣席及び対面席との間に、パーティション等による仕切りを設ける。 <p>※具体的な運用は別図によります。</p> <p><input type="checkbox"/> テーブル席はない。 <input type="checkbox"/> テーブル席がある。</p> <p>※「テーブル席がある」と回答した方は、以下の項目もチェック・記載してください。</p> <p>(具体的な方法)</p> <p><input type="checkbox"/> 座席の中心との間隔を1m以上確保できるよう配置している。 (最短距離： m)</p> <p><input type="checkbox"/> 椅子を撤去している。 <input type="checkbox"/> 利用不可の表示をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽している。</p> <p><input type="checkbox"/> アクリル板 <input type="checkbox"/> 透明ビニールシート <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	※

1 1	<input type="checkbox"/>	<p>直接口をつけた食器の共有，使い回しを避けるよう注意喚起する。</p> <p>(具体的な方法)</p> <p><input type="checkbox"/>直接口をつけた食器の共有，使い回しを避けるよう声がけ</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>	※
1 2	<input type="checkbox"/>	<p>箸やレンゲ，スプーン，取り皿などの食器はテーブル上にまとめて据え置かずに，料理提供時等に個別に提供する。これにより難しい場合は，カバーや覆いをかぶせるなど，飛沫が直接かからないよう保護して据え置く。</p> <p>(具体的な方法)</p> <p><input type="checkbox"/>食器はまとめて据え置かずに，個別に提供</p> <p><input type="checkbox"/>飛沫が直接かからないよう保護して据え置く</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>	※
1 3	<input type="checkbox"/>	<p>BGMの音量を下げるよう調整するとともに，大声での会話を避けるよう掲示等により注意喚起する。</p> <p>(音量の調整)</p> <p><input type="checkbox"/>BGMの音量は適当 (1 m離れた2者が普通の声で会話できる)</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(注意喚起)</p> <p><input type="checkbox"/>客席近くに掲示し，大声になった場合は声がけ <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	※
1 4	<input type="checkbox"/>	<p>〔カラオケ，ライブ，ダンス，ショー，余興等の実施〕</p> <p>カラオケ，ライブ，ダンス，ショー，余興等は原則として自粛する。実施する場合は以下の全てを実施し，身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歌唱者や出演者に不織布マスクを確実に着用 (鼻筋と顔に密着させ着用) するよう要請する。 ・歌唱者や出演者の間で1 m以上の対人距離を確保することを要請するか，又はパーティション等による仕切りを設置する。 ・マイクは都度消毒液 (消毒用アルコール等) で清拭する。 ・ステージの場所を特定し，客席とステージの距離を2 m以上確保するか，又はパーティション等による仕切りを設置する。 ・換気は，換気設備の常時稼働や窓又はドアの常時開放を行い，必要に応じてサーキュレーター等を用いて空気の流れを作り，歌唱者や出演者の近くから排気する。HEPAフィルター付き空気清浄機を用いる場合は，歌唱者や出演者の近く且つ換気の流れを妨げない場所に設置する。 ・利用者に歓声，声援等を発しないように要請する。 <p><input type="checkbox"/>カラオケ，ライブ，ダンス，ショー，余興等はない。</p> <p><input type="checkbox"/>カラオケ，ライブ，ダンス，ショー，余興等を行っていたが，自粛する。</p> <p><input type="checkbox"/>カラオケ，ライブ，ダンス，ショー，余興等を実施する。</p> <p>※「カラオケ，ライブ，ダンス，ショー，余興等を使用する」と回答した方は，以下の項目もチェック・記載してください。</p> <p>※チェック・記載する際は，必ず「認証基準に関するFAQ」における「カラオケ，ライブ，ダンス，ショー，余興等に関する基準」の内容を確認してください。</p> <p>(歌唱者や出演者へのマスク着用の要請)</p> <p><input type="checkbox"/>実施の前に呼びかけするとともに，客席近くに掲示</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(対人距離の確保)</p> <p><input type="checkbox"/>実施の前に呼びかけするとともに，客席近くに掲示 <input type="checkbox"/>パーティション等を設置</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(マイクの消毒)</p> <p><input type="checkbox"/>消毒用アルコールで清拭 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(客席との距離)</p> <p><input type="checkbox"/>客席とステージとの距離を2 m以上確保 (最短距離： m)</p> <p><input type="checkbox"/>客席とステージとの間にパーティション等を設置して遮蔽している。</p>	※

	<input type="checkbox"/> アクリル板 <input type="checkbox"/> 透明ビニールシート <input type="checkbox"/> その他 () (換気の状態) <input type="checkbox"/> 換気設備を常時稼働 <input type="checkbox"/> 窓又はドアの常時開放 <input type="checkbox"/> サーキュレーターや空気清浄機を併用 <input type="checkbox"/> その他 () (利用者に対する要請) <input type="checkbox"/> 実施の前に呼びかけするとともに、客席近くに掲示 <input type="checkbox"/> その他 ()
--	---

【店舗設備の管理】

15	<input type="checkbox"/>	<p>〔建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）の対象施設（特定建築物）の場合〕</p> <p>建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物衛生法の対象施設（特定建築物）ではない、または分からない。⇒基準16へ <input type="checkbox"/> 建築物衛生法の対象施設（特定建築物）である。</p> <p>※「建築物衛生法の対象施設（特定建築物）である」と回答した方は、以下の項目もチェック・記載してください。</p> <p>(換気の状態)</p> <p><input type="checkbox"/> 空気環境の測定記録（直近2ヶ月以内、店舗内又は店舗に一番近い測定場所）により確認</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>測定年月日：（</td> <td style="width: 50px;">年</td> <td style="width: 50px;">月</td> <td style="width: 50px;">日</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素の含有率測定値：（</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">ppm</td> </tr> <tr> <td>測定場所：（</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(換気量と人数の把握（推奨）)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>店舗（客席室内）の換気量（</td> <td style="width: 100px;">$m^3/時^{*1}$</td> <td>）</td> <td>÷</td> <td>30</td> <td>$m^3/時 \cdot 人^{*2}$</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">＝換気量から算定した人数（</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">人）</td> </tr> </table> <p>※1 換気設備の性能等から算出 ※2 二酸化炭素濃度を1000ppm以下に維持するのに必要な1人あたりの換気量</p>	測定年月日：（	年	月	日	二酸化炭素の含有率測定値：（	ppm			測定場所：（				店舗（客席室内）の換気量（	$m^3/時^{*1}$	）	÷	30	$m^3/時 \cdot 人^{*2}$	＝換気量から算定した人数（						人）						※
測定年月日：（	年	月	日																														
二酸化炭素の含有率測定値：（	ppm																																
測定場所：（																																	
店舗（客席室内）の換気量（	$m^3/時^{*1}$	）	÷	30	$m^3/時 \cdot 人^{*2}$																												
＝換気量から算定した人数（																																	
人）																																	
16	<input type="checkbox"/>	<p>〔建築物衛生法の対象施設（特定建築物）以外の場合〕</p> <p>店舗内において、以下のいずれかの方法により適切な換気を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械換気（機械換気設備、換気機能を持つ冷暖房設備等）により必要換気量（一人あたり毎時30立方メートル）を確保し換気を行う。換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行う。 ・ 機械換気に加え、二方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。 ・ 機械換気に加え、二方向の窓又はドアを30分に1回以上5分間程度全開する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。 ・ 機械換気に加え、一方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。 <p><input type="checkbox"/> 建築物衛生法の対象施設（特定建築物）である。⇒基準15へ <input type="checkbox"/> 建築物衛生法の対象施設（特定建築物）ではない、または分からない。</p>	※																														

※「建築物衛生法の対象施設（特定建築物）ではない、または分からない。」と回答した方は、以下の項目もチェック・記載してください。

(換気の状態)

機械換気（機械換気設備、換気機能を持つ冷暖房設備等）を常時稼働

(換気量と人数の把握（推奨）)

店舗（客席室内）の換気量（ <input type="text"/> m ³ /時 ^{※1} ） ÷ 30 m ³ /時・人 ^{※2} = 換気量から算定した人数（ <input type="text"/> 人）

※1 換気設備の性能等から算出

※2 二酸化炭素濃度を 1000ppm 以下に維持するのに必要な 1 人あたりの換気量

(次ページへ続きます)

- 二方向の窓・ドアの一部を常時開放
 二方向の窓・ドアを 30 分に 1 回以上 5 分間程度全開放
 一方向の窓・ドアの一部を常時開放
 サーキュレーターを併用
 HEP A フィルター付き空気清浄機を併用
 その他（）

17



店舗内において適切な換気を実施されていることを、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー等）によりおおむね二酸化炭素濃度 1000ppm 以下に保たれていることによって確認している。超過した場合は 16 の規定で示した窓又はドアを開放等する、入店者数を調整する、換気設備の清掃・整備等の維持管理を行うなどの方法により追加の措置を講じる。

※

CO₂センサーは、検出方法が NDIR（非分散型赤外線）方式 のものをご購入することを推奨します。詳しくお知りになりたい方は、[ホームページ](#) で確認いただくか、コールセンター（0570-035-080）にお問い合わせください。

(実施状況)

CO₂センサー等により CO₂濃度を毎日測定し、記録
設置個数（）個
測定場所^{※1, 2}（）
測定方法 定期測定（ 時） 連続測定^{※3}

※1 CO₂センサー等による二酸化炭素濃度の測定は客席で行うこととしますが、他に個室がある場合は、個室においても測定してください（同じ環境の個室が複数ある場合は、代表的なところでの測定で構いません）。

※2 CO₂センサーはドア、窓、換気口や、熱源等から離れた場所で、人から少なくとも 50cm 離れたところに設置してください。

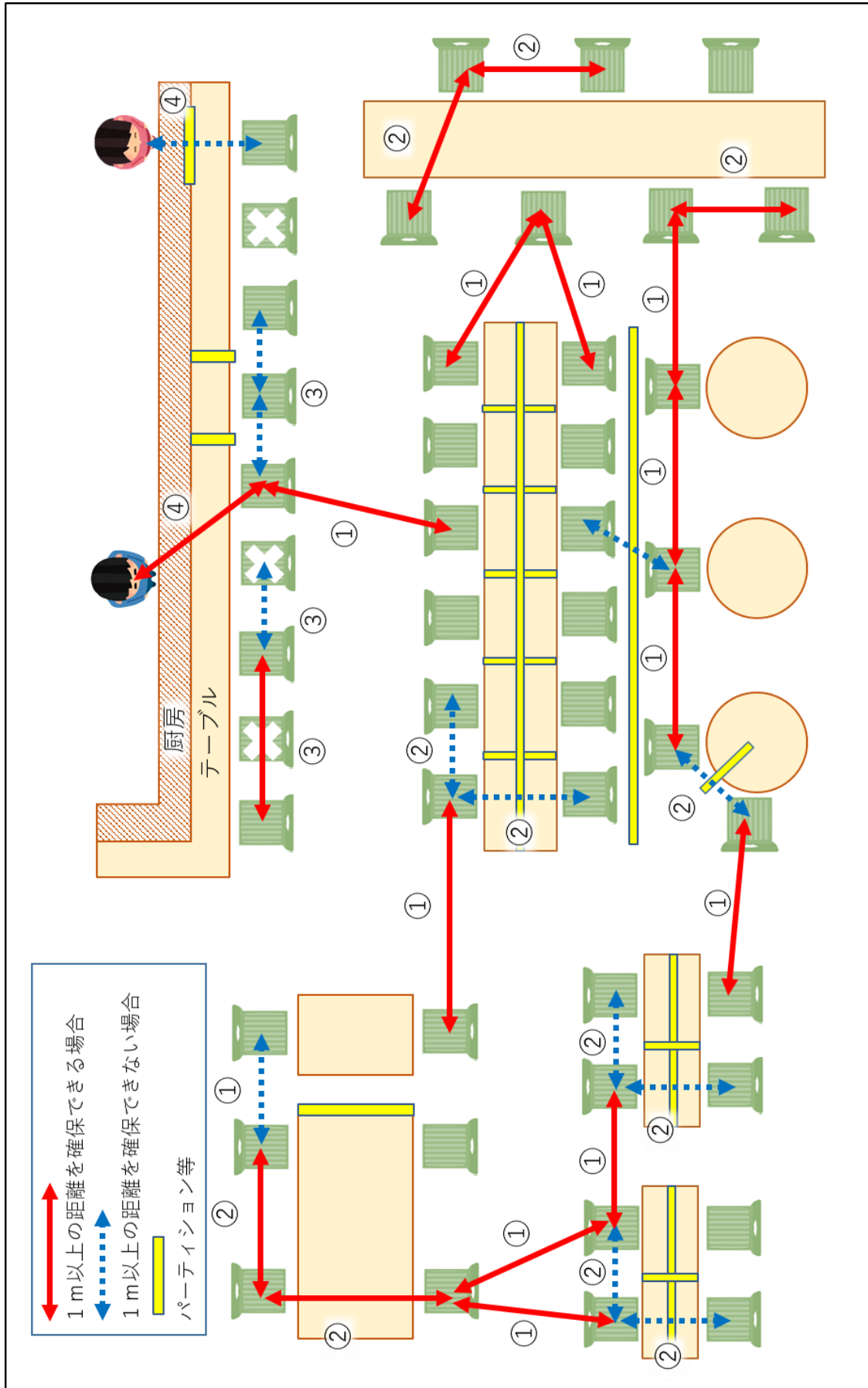
※3 機械換気設備による換気量が十分でない施設等において、窓・ドア開けによる換気を行うときに有効です。

【従業員の感染予防】			
18	<input type="checkbox"/>	<p>従業員の出勤時に検温・体調確認を行うとともに、発熱や咳その他風邪症状が認められる場合は、店舗責任者により出勤しないよう呼びかける。</p> <p>(実施状況)</p> <p><input type="checkbox"/>従業員の出勤時に検温・体調確認を行う <input type="checkbox"/>従業員ごとに記録 <input type="checkbox"/>口頭確認 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	※
19	<input type="checkbox"/>	<p>感染した、もしくは感染疑いのある従業員が出勤しないよう徹底する。</p>	※
20	<input type="checkbox"/>	<p>調理従事者を含め、従業員全員が不織布マスクを着用し、大声での会話や長時間の会話を避けるとともに、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後などに適切な手洗い及び手指消毒を行うこと、感染防止策が行われていない店舗の利用を自粛することについて周知徹底する。</p> <p>(周知の方法)</p> <p><input type="checkbox"/>研修会の実施 <input type="checkbox"/>個別に実施 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	※

【チェックシートの作成・公表】			
21	<input type="checkbox"/>	<p>手指消毒、食事中以外のマスク着用、座席の間隔の確保、適切な換気などの実施に係るチェックシートを作成し、毎日の実施を記録するとともに店頭に掲示するなどして公表する。</p>	※

【接待を伴う飲食店等の対応】			
<p>接待を伴う飲食店等 … 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）第2条第1項第1号に規定するキャバレー、待合、料理店、カフェー等又は実態として客の接待をして客に遊興もしくは飲食をさせる営業</p>			
22	<input type="checkbox"/>	<p>接待を伴う場合は、以下の全てを実施し、身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に、会話時に不織布マスクを着用すること、過度な大きさや頻度の声出し及び身体接触をしないことを要請する。 ・従業員に、会話時の不織布マスクの確実な着用（鼻筋と顔に密着させ着用）、過度な大きさや頻度の声出しの禁止及び利用者との対人距離1m以上の確保（又はパーティション等による仕切りの設置）について周知徹底する。 ・店舗責任者等が、上記事項が確実に遵守されているか定期的に確認するとともに、実施されていない場合は、利用客や従業員に対し声掛けによる改善を行う。 <p><input type="checkbox"/>接待を伴う。 <input type="checkbox"/>接待を伴わない。</p> <p>※「接待を伴う」と回答した方は、以下の項目もチェックしてください。</p> <p>(利用者に対する要請)</p> <p><input type="checkbox"/>接待前に呼びかけるとともに、客席近くに掲示 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(従業員への周知)</p> <p><input type="checkbox"/>研修会の実施 <input type="checkbox"/>個別に実施 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(改善の実施)</p> <p><input type="checkbox"/>店舗責任者等による声掛け <input type="checkbox"/>その他 ()</p>	※

(別図)



- ① テーブル・カウンター間の距離【基準5】
- ② 同一グループのテーブル席の配置【基準6】
- ③ カウンター一席の配置【基準7】
- ④ カウンターサーブの対人距離【基準8】